

〈特集論文〉

## 府県連合学校構想史試論

### ——一八八〇年代における医学教育体制の再編——

田中 智子

はじめに

- 一 地域における医学校改革構想
    - (1) 愛知県からの動き
    - (2) 群馬県からの動き
  - 二 地域における府県連合会
    - (1) 府県連合共進会・府県連合衛生会
    - (2) 府県連合学事会
  - 三 文部省の制度改革
    - (1) 学事諮問会
    - (2) 学制改革案
    - (3) 審議の始動
  - 四 高等中学校制度
    - (1) 中学校令の構造
    - (2) 高等中学校の「官立」化
- おわりに

はじめに

一八八六年四月、中学校令の発布によって高等中学校制度が発足した。先行研究は、その原型的性格が、一八八四年十月の文部省学制改革案にみられるとし、その共通点や相違点、政策過程を検討してきた<sup>①</sup>。ところが最近、愛知県医学学校長であった後藤新平が一八八〇年末頃より「聯合公立医学校」の設立を提言していたことが、谷本宗生により紹介された<sup>②</sup>。後藤は、愛知・岐阜・三重の三県の医学校を統合することにより、理財の便を図り善良な教師や必要器材を十分に得て、教育の向上を図ることを進言した。「複教府県共同での学校運営」という発想として、目下判明している中で最も早い時期の構想である。

高等中学校制度は、学科課程や入学資格など様々な点に特色があるが、筆者（田中）はその本質を、当初府県連合支弁制が盛り込まれていたというハード面に見出す立場に立ちたい。谷本の貴重な紹介により、高等中学校制度の源流は、一八八四年ではなく一八八〇年代初頭にまで遡れることが示されたものと理解する。そして、一八八四年を始点とした高等中学校制度形成過程の説明は、もはや事の本質を捉えうるとはいえず、一八八〇年代を通じた問題としてこれを再構成することが必要だと考える。

だが、現在の研究状況においては、未解明な点はかりである。後藤案自体の性格に始まり、一八八〇年末頃の同案と一八八四年の文部省による学制改革案との位置関係、後藤案に先立つ着想あるいは同種の構想の有無など、多くが検討課題として残っている。本稿は、できるだけ多くの事実を新たに明らかにし、個別的・断片的な研究史を見渡すことによつて、府県連合学校構想史としての一八八〇年代を描く。

連合府県立学校、府県連合校など、現実の呼称は様々であったが、本稿では、複数府県の連合支弁制という発想を内包する考え方を総称して、「府県連合学校構想」と名付けることとする。<sup>(3)</sup>

## 一 地域における医学校改革構想

一八八〇年代に入ると、一八八二年五月の医学校通則をきっかけに、各府県は医学教育の充実に努めた。だが一方で、松方デフレの下、地方税による医学校維持は困難を極めていた。表1に、一八八〇年代前半における各府県医学校の設置状況を示した。新設、拡充、あるいは廃止と、各府県はそれぞれに模索を重ねた。そのなかで提示された自発的な打開策が、府県連合医学校構想であった。管見によれば、それは愛知県と群馬県から生まれ出た。以下、この二案を検討していこう。

### (1) 愛知県からの動き

「はじめに」で触れた後藤新平の構想にあたるのが、愛知県医学校に発する動きである。名古屋藩時代以来の伝統をもつ愛知県医学校は、早くからお雇い外国人教師を導入し、生徒は他府県からも多数集まり、全国でも有力な府県医学校の一つであった。<sup>(4)</sup>

表1 1880年代前半の全国府県医学校設置状況

府県名	1880	1881	1882	1883	1884	1885	備考
札幌	—	—	×	×	×	×	1880.9 開拓使が函館病院内に設置 1882.7～三県時代 1883.9 県立病院付属講習所として各種学校扱いに。
根室	—	—	×	×	×	×	
函館	△	△	○	○	×	×	
青森	○	○	○	○	○	□	1885.3 廃止
岩手	○	○	○	○	○	◎	1884.8 甲種
宮城	○	○	○	◎	◎	◎	1883.4 甲種
秋田	×	×	×	□	○	○	1883.8 設置
山形	○	×	×	×	×	○	
福島	○	○	○	○	◎	◎	1884.5 甲種
茨城	○	○	○	○	○	○	
栃木	○	○	□	×	×	×	1882.6 廃止
群馬	○	□	×	×	×	×	1881.6 廃止
埼玉	×	×	×	×	×	×	
千葉	×	×	□	◎	◎	◎	1882.9 設置
東京	×	×	×	×	×	×	
神奈川	×	×	×	×	×	×	
新潟	○	○	○	◎	◎	◎	1883.8 甲種
富山	△	—	—	×	×	×	△は石川の分校 1883.5 県設置
石川	○	○	○	○	◎	◎	1884.3 甲種
福井	△	×	×	×	□	○	△は石川の分校 1881.2 県設置 1884.7 開校
山梨	×	□	○	□	×	×	1881.12 設置 1883.6 廃止
長野	○	○	○	○	○	□	1885.6 廃止
岐阜	○	○	○	○	○	○	
静岡	×	×	×	×	×	×	
愛知	○	○	○	◎	◎	◎	1883.4 甲種

三重	○	○	○	◎	◎	◎	1883.9 甲種 1886.3 廃止
滋賀	×	×	×	×	×	×	
京都	○	○	○	◎	◎	◎	1883.4 甲種
大阪	○	○	◎	◎	◎	◎	1882.11 甲種
兵庫	○	○	◎	◎	◎	◎	1882.12 甲種
和歌山	×	×	□	◎	◎	◎	1882.7 設置 1883 甲種カ
鳥取	—	×	×	□	○	○	1881.9 県設置
島根	×	×	×	×	□	◎	1884.7 設置 1885.6 甲種
岡山	○	○	○	◎	◎	◎	1883.8 甲種
広島	○	○	○	○	◎	◎	1884.1 甲種
山口	○	○	○	×	×	×	1883.12 廃止
徳島	○	○	○	◎	◎	◎	1883.8 甲種
愛媛	×	×	×	□	○	○	1883.10 設置
高知	○	○	○	○	○	○	
福岡	②	②	②	◎	◎	◎	1882 まで小倉と2校存在 1883.2 甲種
佐賀	—	—	△	×	×	×	△は長崎県下での町村立 1883.5 県設置
長崎	○	○	○	◎	◎	◎	1882.5 甲種
熊本	○	○	◎	◎	◎	◎	1882 甲種
大分	○	○	○	○	◎	◎	1884. 6 甲種
宮崎	△	△	□	×	×	×	△は鹿児島が設置 1883.5 県設置
鹿児島	×	□	○	○	○	○	1881 設置
沖縄	×	×	×	×	×	×	

『文部省年報』各年次記事をベースに、当時の雑誌や各府県教育史類で補完して作成(典拠文献により記述が異なる場合あり)。○は府県医学校が存在した年、×は存在しなかった年を表す(年途中での新設あるいは廃止は□で示す)。甲種化された年以降は◎で示す。—は県が存在しなかった年、△は他府県等によって設置されていた年を示す。×は必ずしも管下で医学教育が行われていなかったわけではなく、病院附設の形によって実施されていた場合もあり。

一八八一年一月、愛知県公立病院長医学校長心得兼地方衛生会委員であつた後藤新平は、「連合公立医学校設立之儀」をまとめ、岐阜県医学校長土屋寛之と連名で国定廉平愛知県令に建議し、県会への下問を促した。愛知・岐阜・三重三県の医学校を統合することを訴えるこの建議案には、その運営方法を定めた「連合公立医学校設立概則」が添付されていた<sup>(5)</sup>。その原文は以下のとおりである。

#### 連合公立医学校設立概則

第一条 連合公立医学校は是れ教育理財及び地理の便に遵ひ連合せし数県の医学生徒を養育する者にして、若十の金額を以て其全年度の経費とす。先づ愛知、三重、岐阜の三県に始め其佳績を實驗して後、全国の改革を政府に乞はんとす。

第二条 該校教育に係る百般の経費は是各県令及主任官吏の協議を相須ち成定す可き者にして、経費を其制度典型に則り以て設立地の県令に委托するものとす。又臨時難決事件起る有らば、被託県令直に其旨趣を委託県令に報し其意見を参照して以て之を執行す。要するに此公立連合医学校なる者は咸な三県人民の結社学校にして、而して三県令は乃ち該社の職員の如し。故に畢竟被託県令は其当番にして委託県令は非番なるか如し。其元来の権制

に於ては少しも異なることなし。

第三条 各県会議員の権利にして此公立連合医学校に係れるものは各員同等にして宛も一結社の社員に於るものと一般なり。故に該員は此校の百事に異見を陳へ或は功績を監視し且つ金銀出納を精査するの権を有するものとす。

第四条 毎年各県会に於て委員数名を撰み、之をして医学校主任答弁官吏と共に該校の成績を験せしめて以て便宜の地に連合会議を開き、其決議を各県会に附して以て精議せしむるものとす。但し連合会規則は後來之を設くへし。

第五条 公立連合医学校設立の地撰定は各県の令属官及議員の意見に任す。

第六条 公立連合医学校は必しも三県に限るに非ず。今便利を旨とし連合の爲めに弊害なきものゝみを挙ぐると雖とも、自他の隣県にして連合の望み有る者は此組織内に加入するを得るものとす。

第七条 公立連合医学校長を撰定するの権は各県令に在る者にして、其選挙法は同意の多きに定め、辞令書は各県名を連署するか或は県令の姓名を連書すへし。

第八条 公立連合医学校職員<sup>教習及</sup>は校長に委任し辞令書校名を用ゆへし。然とも必ず之を被託県令に具申し其認可を待て実行するものとす。

第九条 公立連合医学校全年費額は各県現今医学校費の準を以て分数となし各県に割賦するの原法を設け増減必ず之に由て決算すへし。例之は甲県壹万円乙県貳千円丙県四千元なるとき甲は八分の五乙は八分の一丙は八分の二なるを以て此準に遵ひ全額を募るか如し。

第十条 公立連合医学校全年度総費額の増減額は之を委員連合会に於て予定し、而して其決定は之を各県会に於て取るものとす。各県会の議決一徹に帰すること能はず多少差違有るや是れ疑ひなしと雖とも、畢竟増減二説に外ならざるを以て甲乙其多数に由て決す可く、而して其同設中金額に差有るときは其差を中算し、又連合県にして増減二説同数なるときは亦其差を中算するものとす。

第十一条 県の甲乙丙に係はらず其医学校に於て其従来校費又は貸費生を置き、是か為めに医学校費目中に算入せる所の費額は之を公立連合医学校費額内に算入せざるものとす。

第十二条 公立連合医学校設立地の公立病院は之を公立連合医学校に附属せしめ、其校長をして院長を兼任せしめ、之に与ふるに病院費の幾許分かを医学校費に流用し得へきの権を以てして実地の教育を助けしむるものとす。

然とも其流用は是れ県令の認可を得ざるべからず。  
第十三条 公立連合医学校の生徒は其数連年概ね五百名を

以て定限とす。但し各県に於て募集する所の生徒は是れ各県出す所の経費の多寡に関して其員数を定むることなきものとす。

第十四条 毎期募集する所の生徒は是れ此公立連合医学校より入学試験委員を連合県地に派出せしめて以て試験せしむ。但し連合区外の各県に出る生徒にして連合医学校に入学せんと欲する者は、直に公立連合医学校へ来り其試験を受くべき者とす。

後藤によれば、「連合公立医学校」は「三県人民の結社学校」であり、各県令は職員、各県会議員は社員にあたる。その経費は、各県令と主任官吏の協議で決定され、現在の医学校費を基準として各県に費額を配分する。各県会議員から選出された委員が連合会を組織し、監査にあたる。経費は設立地の県令に委託されるが、各県令の権限に差異はなく、各県の経費負担額と各県出身生徒の数も無関係である。学校は五百名規模であるが、連合府県外からの入学も認めていた。

後藤の構想は医学関係者の口に上り、学界誌上にも紹介された<sup>⑥</sup>。その後、次第に広く知られたとみえ、数県連合による医学校設置に賛同する関係者の声が散見するようになる<sup>⑦</sup>。例えば翌一八八二年五月、府会で医学校費が一旦否決された京都府についても、『東京医事新誌』は連合医学校を企てること

を奨励している<sup>(8)</sup>。

概則は、この三県を実験台とし、政府の下での全国的改革に繋げたいとする野心的な条項も含んでいた。だが、現実は厳しかった。翌一八八二年三月、後藤は来る県会で岐阜県医学校との連合が成りそうな勢いだとみていたが<sup>(9)</sup>、この案が愛知・岐阜の県会上程された形跡は、議事録上にみられない。また、そもそも当初から三重県医学校員の賛同を得られないままであり<sup>(10)</sup>、三県下医学校の統合は結局具体化しなかった。

なぜ実現が叶わなかったのか、後藤自身の分析は第三章(1)に譲る。ただ後藤は同時に私信により、この案を内務省衛生局長の長与専齋に建議し、賛意を得ていた。その際長与は「先年来全国五、六県に相応の医学校を設置し近隣諸県の力を鳩めて教育致し候わばと、いろいろ計画致候得共」と返答している<sup>(11)</sup>。

そもそも一八七四年八月十八日の医制は、大学区ごとに医学校一所を置くとしていたが、当面、この官立医学校は東京と長崎にし置かれず、長崎の医学校も十月には廃止され、東京の医学校は一八七七年四月に東京大学へと再編されたわけであるから、以来、地方官立医学校自体が皆無の状況にあったということになる。長与は再度各地方に医学校を設置し、その際には官立ではなく、近隣諸県の力を結集した学校、すなわち府県連合的な医学校とすることも考え始めていたと推測される。

さらに一八八一年十一月には、後藤の進言に促されたものか、内務省衛生局に「七大医学区」なる計画が持ち上がっていると噂が浮上した。『東京医事新誌』は「信偽は知らず」としながらも、「内務省衛生局にては全国を七大医学区に分画し毎区に衛生局を設け又是迄各府県の医学校をも廃し更に七大医学校を置き教則を一定して医生を教育することに改正せらるゝよし」と報道している<sup>(12)</sup>。衛生局が既設の府県医学校に代わり、より大きな七校の医学校を設置し、一律の教育を施すというのである。衛生行政が内務省に移管された後も、医学教育行政は文部省の管轄下に残されていたはずであり、衛生局による医学校設置の画策は、越権行為にあたる。しかし、長与は衛生局長であるとともに、一八七七年より東京大学医学部総理心得も務め、地方医学教育の問題にも主導力を発揮していたとされる<sup>(13)</sup>。地域レベルでの三県連合は頓挫したものの、長与個人の裁量により、府県医学校体制の改革は、中央において政策化するきざしをみせていた。

## (2) 群馬県からの動き

愛知県医学校の後藤が三県連合医学校の実現を確信していた頃、群馬県では「連合県立医学校」構想が持ち上がっていた。

再度表1を参照しよう。埼玉・山梨・栃木・群馬といった関東一円(東京近辺)の諸県に共通する特徴として、一八八〇年

前後の医学校廃止現象を指摘できる。これらの県のなかには、引続き医学教育つまりは県下医師の養成を実現するため、東京大学医学部にこれを委ねる県があつた。例えば群馬県では、一八八一年三月の県会で、教育費全体の約二割にあたる医学校費原案七三七八円を全廃し、その代わりに「医学生徒養成費」三一八二円を創設した（一以下四捨五入）（14）。六月に医学校は閉鎖され、十一月に東京大学医学部別課を専修させる生徒三十名を募つた。内七人は在学中の者を採用し、他は後期入学試験に備え、予備門に入らせた。翌年三月の県会で番外が答弁したところでは、東京大学医学部に二十八名（予備門に十五名、その他別課生が十三名）在籍し、出京している生徒は二十二人で、寄宿舎に収容していたという。山梨県では、一八八三年六月に山梨学校医学科を廃止し、県費医学生留学規則を定め、選ばれた優等生十名程度を東京大学医学部もしくは千葉県医学校に留学させた（15）。後で触れる埼玉県も同様の方策を取り入れていた。

またこれは、医学校を廃止した県に限つたことではなかつた。茨城県では、一八七七年から大区ごとに二名、計二十四名を招募し、民費金からの支出により東京大学医学部別課に入学させていた。一八七九年にさらなる人材確保のため、県医学校を設置した後も、この「東京留学別課生徒」と呼ばれる制度は続き、一八八二年末から一八八三年にかけて、十七名の卒業帰県者を

出していた（16）。長野県も、県医学校の経営とは別に、大学医学部入学生徒への貸費制度を設け、生徒中の学力優等者を東京大学医学部に送り込んでいた（17）。

例えば島根県でも、高いレベルを誇る岡山県医学校に県費生を送り込む案が提起されるなど（18）、近隣の有力医学教育機関に人材養成を任せる発想は、一八八〇年代前半において全国的にみられた現象であつた。だが、こと関東一円は、複数府県が同様の方策を実施した点、その対象が主に官立の東京大学医学部であつた点で、際立つた特色をみせている。

ところが一八八二年三月、群馬県令楫取素彦が「連合医学校設立の儀」を県会に諮問した。その諮問案にいう（19）。

近世医術の業大に開け吾人の幸福復た何をか之に若んや。已に文部に大学医学部の設けあり、泰西学師を聘して以て盛に医学生徒を養成し医術の普及を要せられ、地方亦各医学校の設あるに至れり。而して其大学医学部に在るもの教科完備學術精巧と雖も学期の長き且つ其数に限りあり、全国に普からんを欲するも固より得可からざるなり。適々卒業生ありて之を地方に要せんとするも其俸給の貴きを奈何せん。是れ地方に其人を養成し以て義務を其地方に負はしめんとす。是れ地方医学の設けある所以なり。然れとも其資力素より限りありて泰西学師を聘して之を大成するに

由なし。夫れ医術の事たる貴重の性命に關す豈容易ならんや。本年第四号太政大臣内務文部兩卿の布達は蓋し斯に感あり。地方に医学を大成する其れ此秋にある歟。而して之を要するや固より一地方の力を以て能く其効を見る事不能ものあらんとす。不若隣県連合協力を以て一大医学校を興し許多の生徒を養成し各地に医生の普からん事を謀らんには今其方法概記し以て県会の意見を諮問す。果して之を可決せば乃委員を設け隣県に馳せて以て大に協議せしむる所あらんとす。〔中略〕

#### 連合県立医学校設置手続

##### 第一条

敷数連合し一大医学校を興立せんとす。乃ち連合を要するの県々左の如し。

神奈川県 山梨県 埼玉県 栃木県 群馬県 長野県

##### 第一条

医学校設置の地は横浜を以て適當とす。

##### 第二条

此事業は本県首唱者たるを以て權に県官の内三名県會議員の内より二名の委員を置き担任せしめ、迫て各県協議の上各担当委員を定めしむへし。

##### 第四条

本校設置の規模は本年第四号太政大臣内務文部兩卿の布達を目的とし、外国教師三名備ひ自余の教師は悉く日本人を以て之に充つへし。

##### 第五条

生徒は高等の医生の少からんより寧ろ中等の医生を養成し其数の多からん事を要す。故に学期を八ヶ年とし大約六百名を目途とす。

##### 第六条

教則其他諸規則役員の配置方法等は各県協議の上制定するものとす。

##### 第七条

一ヶ年経費凡そ七万円を以て目途とす。

但地方税弁連合支弁の儀は法律に明文なきを以て各県協議の上連署を以て内務省に経伺すべし。

楯取県令によつて提唱された連合県立医学校とは、「地方医学」のための学校であった。そこで養成されるべきは、東京大学の学生とは異なり、低俸給で数も多く、地域に根ざす「中等の医生」であった。だが彼らは「中等」であっても、卒業後無試験で開業可能なレベルでなくてはならない。そのためには、二月十七日の太政官布達第四号「医学校卒業生試験を要せず医術開業免状下付方」が示す条件——三名以上の医学士を教諭と

すること、生徒員数に相当する助教を置くこと、四年以上の学期を定め教則と試験法を完備すること、附属病院を置き生徒に実地演習を施すこと、の四点を満たす学校が必要である。一県の力では不可能ゆえ、隣県の連合協力による一大医学校の興隆が目指されたのである。連合相手として挙げられたのは、長野を除き、神奈川・山梨・埼玉・栃木ともに群馬同様医学校がなく、前述のように、東京大学医学部等に医師養成を委ねる「寄生型」の県であった。

だが、一八七九年に医学校を廃し、在学生徒十名に対して地方税から学資を支給して東京大学医学部に入学させる方策を開始していた埼玉県は、「本部に入学する者其試験亦甚だ容易ならざるを以て往々落第する者多く、即今在学する者僅かに七人のみ。而して此の如き寡少の生徒を養ふも固より医学の進歩に於て損益するに足らざるを以て議員の識見ある者往々医学校を廃止せるの輕挙に過ぐるを咎むと云ふ」という状態であった(20)。群馬県でも、医学生徒養成費の成否が見えてきた翌一八八三年三月の県会になると、これまで二年間の予算を投入し、てわずか卒業生一人という現実などを論拠に医学生徒養成費の全廃が叫ばれ、可決されている。県当局が何度も再議を要請し、県令までもが臨席して漸く原案が通るといふ有様であった。

以上のように、人材養成が思ったとおりに進まないなか、新たな打開策として諮問されたのが、府県連合医学校の設立であ

った。

ところがこの諮問案は、県会の審議のなかで、別の方向へと発展していく。諮問に先立って、常置委員による検討がすでに行われていたが、常置委員会での意見は、教育内容上急務とされるのは医学に限らないから、医学生四百人に法理学生各四十名を加えて、法理二科の加わった八年制の「一大学校」とし、経費も八万円を計上せよ、という大がかりなものであった。連合の範囲も、比較的安定した医学校を有する千葉・茨城の二県をも追加した「関八州連合」が想定され、さらに設置場所としては横浜ではなく鴻ノ臺を適当としていた。鴻ノ臺とは、かつて文部省内で田中不二麿文部大輔を中心に、東京大学とは別の「真ノ大学校」「高等大学校」の設立が模索されていた地、千葉県の国府台に他ならない(21)。

常置委員の意見が県会で披露されると、時期尚早との意見もあつたが、議員連署による同意の意見書が提示される一幕もあり、過半数議員の諒とするとこととなつた。可決された諮問案は、常置委員の意見に沿って修正が加えられ、知事宛に報告された。そして四月の臨時県会で、常置委員中の二名、湯浅治郎・星野耕作が連合大学設立委員に選出された(22)。

県会議事録による限り、この構想の主導者、楢取県令の関与の度合い、なぜ「横浜」であつたのか、「国府台大学校」計画との関連等々、興味深くも不明な点を多く抱える。今後の解明

に俟つところ大ではあるが、地域的特色を帯びた一案として貴重である。自前の医学校維持は苦しい、しかし代替措置である近接東京大学への人材養成委託策も、レベルの違いから、必ずしも地域医療の充実に結びつかない、というジレンマのなかでの打開策であった。同時に、後藤医学校長一人に牽引されたような愛知県での動きに比し、県当局や県会議員協同の計画となつた点、広域的連合である点、単科専門教育の枠を超えた総合的地域大学校へと話が膨らんだ点など、具体性では劣るものの拡大志向もはらんだ一案として、見るべき点が多い。

## 二 地域における府県連合会

一八八〇年代前半には、特定の目的に関して近接の府県が随意に会同し、各地で多様な会議がしばしば開かれていた。学事において「府県が連合する」という発想の背景をなす現象であったと考えられる。一見、軌道に逸れるようではあるが、本章では複数府県の公的会同を、目的や範囲を問わずに「府県連合会」と総称し、その実態を把握しておきたい。

### (1) 府県連合共進会・府県連合衛生会

府県連合会中、新聞などでもっとも目につくのが、殖産興業

的事業における「共進会」であろう。府県連合会全般のイメージをつかむために、まずはこの共進会について概観しておこう。フランスの産業奨励政策を視察して帰国した松方正義勸農局長が開設を稟議したことで、一八七九年より実現したのが共進会である。いわば品評会でありつつも、集談会といった形で情報交換がなされる場でもあった<sup>(23)</sup>。土屋喬雄の分析のように、規模や成果の点でいえば官設共進会が重視されるであろうし、一府県単位の共進会も多く開かれたが、ここでは任意の府県が自主的に連合する形態の共進会に注目したい。

情報の精粗にはばらつきがあるが、土屋に倣い、一八八五年以前の開催が判明する府県連合共進会を表2に示してみよう。官設共進会については、その時々々に実施規則が法令で示されたが、府県連合共進会については、賞与金の交付規則が出された程度<sup>(24)</sup>、日程や連合の範囲等々、基本的に運営は府県側の自由になされていたとみられる。

府県連合会は、産業分野以外でも開かれた。例えば、伝染病の流行を背景として、医学教育に隣接する衛生行政関連の府県連合会が、一八八〇年より確認できる<sup>(25)</sup>。一八八三年三月三十一日には、内務省達番外「府県連合衛生会規則」が発令された。共進会同様、情報の精粗はあるが、この規則に準拠した開催が軌道に乗ったと思われる同年夏以前に開かれた連合衛生会を、表2に列挙しておいた。

表2 1880年代前半における府県連合会

	共進会	衛生会	学事会
1880		8.愛知県で連合衛生会 (三重・愛知・岐阜・静岡) 『東医』125]	
		11.大阪府で近府県連合 衛生会(「第四組府県連合 衛生会」)『東医』140]	
1881	2.静岡県で綿糖生糸繭茶 連合共進会(三重・愛知・ 静岡・山梨)	2.兵庫県で二府四県連合 衛生会(京都・大阪・兵庫・ 岡山・滋賀・徳島)『東医』 141]	
		11.京都府で第四組府県 連合衛生会(同上府県に 福井も加入)『東医』189、 『中医』42]	
1882	10.繭生糸茶蠟砂糖連合 共進会(長崎他五県)	2.京都府で連合府県衛生 会(京都・大阪・滋賀・和歌 山・福井・兵庫)『東医』 199]	4.京都府で畿内山陽山 陰南海道二府十県府県 教育会議(大阪・京都・兵 庫・和歌山・岡山・広島・ 山口・鳥取・島根・高知・ 徳島・愛媛)[注(29)]
	連合繭生糸茶蠟砂糖連合共進会(石 川・福井)	6.福井県で近傍府県連合 衛生会(長与専斎衛生局 長臨席)『東医』217]	
	綿糖生糸繭茶連合共進 会(三重・愛知・静岡・山 梨)	8.兵庫県で近隣府県の連 合衛生会『東医』229]	

		10.山口県で第三期(二府八県)連合衛生会(永井久一郎少書記官臨席)『東医』242、『中医』64	
		12.宮城県で奥羽六県連合衛生会(長与局長臨席)『東医』239、『中医』65	
1883	2.埼玉県で米麦大豆菜種綿茶共進会(東京・神奈川・群馬・千葉・栃木・埼玉)	1.和歌山県で連合衛生会(京都・大阪・福井・徳島・和歌山)『東医』253	4.埼玉県で府県連合学事協議会(東京・神奈川・千葉・茨城・埼玉・栃木・静岡・山梨・群馬)〔注(30)〕
	4.連合共進会(長崎他七県)	4.滋賀県で近接府県連合衛生会『東医』266	9.群馬県で府県連合学事協議会(東京・神奈川・千葉・茨城・埼玉・栃木・静岡・山梨・群馬)〔注(30)〕
	10.群馬県で連合繭生糸織物共進会(神奈川・埼玉・栃木・山梨・長野・福島・群馬)	4.岡山県で大阪府最寄八県衛生会(衛生局書記官臨席)『中医』75	
	綿繭生糸紙織物共進会(関西連合府県)	4.新潟県で東京他十県連合衛生会(後藤御用掛臨席)『東医』265、『中医』76	
	連合共進会(福島他三県)	4.大阪府で臨時第二区連合府県衛生会(長与局長・北里柴三郎臨席)『東医』269,270	

		6.大阪府で第二区府県連合衛生会(大阪・京都・滋賀・兵庫・三重・愛知・徳島・和歌山・岐阜・福井、石川は欠席)『東医』271]	
		7.山形県で第五区近県連合衛生会(永井少書記官臨席)『東医』273]	
		7.大阪府で臨時第二区府県連合衛生会(『東医』275]	
1884	連合共進会(長崎他七県)	[1883 後半以降については、ほぼ規則に準拠した開催につき、以下略す]	4.静岡県で府県連合学事協議会(東京・神奈川・千葉・茨城・埼玉・栃木・静岡・山梨・群馬・愛知・岐阜・新潟) [注(30)]
			4.宮城県で東北九県連合学事会(函館・宮城・福島・岩手・青森・山形・秋田・札幌・根室) 『大教』9]
			6.和歌山県で二府十県府県教育会議(大阪・京都・兵庫・和歌山・岡山・広島・山口・鳥取・島根・高知・徳島・愛媛 吉村寅太郎庶務局副長臨席) 『大教』11、注(29)]

			9.東京府で一府十二県連合学事協議会(東京・新潟・埼玉・群馬・千葉・茨城・愛知・静岡・岐阜・長野。神奈川・山梨・栃木の三県は欠席 辻新次普通学務局長臨席) 『大教』12]
1885	3.千葉県で連合農産共進会(東京・神奈川・埼玉・群馬・栃木・千葉・茨城)		4.千葉県で府県連合学事協議会(東京・埼玉・茨城・群馬・長野・静岡・栃木・岐阜・新潟・神奈川・愛知・千葉 野村綱地方部長臨席) 『教時』2]
			5.山形県で第二回東北各県連合学事会(野村綱地方部長臨席) 『教時』5、『大教』18]
			6.大阪府で二府十三県連合府県学事会(和歌山・徳島・京都・岡山・山口・愛媛・広島・兵庫・三重・滋賀・鳥取・島根・大阪・高知 伴正順庶務局長臨席) 『教時』6]
			9.東京府で一府十二県連合学事協議会(辻普通学務局長・野村地方部長・久保? 臨席) 『大教』23、『教時』15]

必ずしもすべての集会を正確にカバーし得たわけではなく、雑誌等により開催(予定)が判明したもののみを掲載した。各項末尾に典拠を示した(『東医』は『東京医事新誌』、『中医』は『中外医事新報』、『大教』は『大日本教育会雑誌』、『教時』は『教育時論』の略。数字は号数)。

「府県連合衛生会規則」は、関係府県の衛生課長または課員を会員とし、会開催府県の長官がそのつど会長となつて、内務省衛生局員の臨場の下、年一回「週間程度の会議を開催せよ」とするものである。連合の区分は、第一区（東京<sup>警視庁</sup>・神奈川・千葉・茨城・栃木・群馬・埼玉・山梨・新潟・長野・静岡）、第二区（大坂・京都・滋賀・愛知・三重・岐阜・石川・福井・和歌山・兵庫）、第三区（徳島・高知・愛媛・広島・岡山・鳥取・島根・山口）、第四区（熊本・長崎・福岡・大分・鹿児島・沖縄）、第五区（宮城・福島・山形・秋田・青森・岩手・函館・札幌・根室）と定められ、それぞれ四月、五月、十月、十一月、六月の開催とされた。区割りは定められたものの、各府県は必要があれば、別区域の連合会に参加したり、臨時会を開催したりすることもできた。

内務省は規則の制定にあたり、「衛生の事は其範圍の汎きを以て往々考案を異にし殊に伝染病予防方法の如き彼此寛嚴の別を生して不都合なること往々之れより故に各地方の氣脈を通し事務実施の便否を商議するは實際欠へからざるを以て本年召集の各府県衛生課長等の意見を参酌して」定めたと説明している<sup>(266)</sup>。二月十日より、各府県の衛生課長と病院長を出京させ、衛生（事務）諮問会が初めて開かれたが<sup>(267)</sup>、そこでの意見も踏まえたところである。この年一月、かの三県「連合公立医学校」制度の上申により長与に認められるところとなつた後藤が、内

務省御用掛として衛生局に転任している。諮問会の開催や「府県連合衛生会規則」の制定には、あるいは後藤が関与したとも推察されよう。

以上、共進会と衛生会を例にとり、それぞれにおける府県連合の実態をみてきたが、両者ともに、一度開かれた会が開催地を代え、集合府県数を拡大して継続される事例も多い。目的を共有する近隣府県が任意に集う場が求められ、次第に自明の存在となつていったとみられる。

## (2) 府県連合学事会

共進会や衛生会と並行し、学事を目的とした府県連合会も開催されていた。連合府県学事会、府県連合教育会等々様々な名称があるが、これらを「府県連合学事会」と総称することとし、その特性を考えよう。教育会研究としては、近年の梶山雅史らによる業績などがあるが、地方教育会については、主に「府県単位での教育会が分析の対象となり、「府県連合教育会」の存在への言及はあるものの、一八九〇年代の動きとして位置付けられている<sup>(268)</sup>。本節では一八八〇年代における府県連合学事会の状況について、共進会や衛生会と比較しつつ、整理しておきたい。

前節同様に、一八八〇年代前半に開かれた会議を表2に示した。

学制に定められた学区制に従い、一八七五年の第三学区教育協議会を端緒として、学務課員や校長など諸府県の代表が集合し協議する大学区教育協議（議会）が各地で始まっていた。一

八八二年四月に京都府で開催された「畿内山陽山陰南海道二府十県」の会議は、一八七八年に山口県で開かれた旧第四学区の会議が、会同する府県を全国に広めることを目指して発展した集会であり、従来の規則を改めて「連合府県学事規則」全十二条に整えた<sup>(29)</sup>。また、一八八三年四月には、埼玉県において関東一帯の府県による「府県連合学事協議会」が開かれ、全十条と細則八項からなる規程が設けられた<sup>(30)</sup>。これらは主に学事会の開催手続きを取り決めたものであるが、各々異なる内容をもった。例えば会の種類について、前者は「決議」と「談話」の二種、後者は「諮問」「協議」「演述」の三種に分割、といった具合である。規則自体の細かさもそれぞれであった。

文部省は一八八一年六月二十日の第十一号達にて、府県が「学事に就き諮詢講究等の為め」教育会を開設する際には、規則等を添えて伺い出た上、議事類末を届け出ることを命じたため、各学事会の規則類は文部省の目を経ることとなった。しかし、衛生会と比較すると、府県連合学事会の場合、結局中央官省による統一的法制化がなされなかったことが特徴である。連合する府県、会のもちかた、それ以前に開催の有無につ

いても、基本的に府県側の判断に任ざれており、いわば共進会に近い状態にあったと思われる。

一八八三年九月に群馬県で開かれた「連合府県学事協議会」において興味深いのは、茨城県の「本会をして主務省の命令より成立する所の公会たらしめんこと」との建議を発端として、参加府知事県令九名の連署による文部卿福岡孝弟宛「府県連合学事会之義に付建議」が成立していることである。教育という重大事業において、ある府県で廃止した方策が別の府県で実施されているといった実態は、「一府県に局促し共議の便路を開通せざるに依る」のであり、「該会は同志府県の協議より成立するに依り其離合聚散も亦府県の適意に任ずるものなれば之を以て共謀合議の途を開通せるとも難相認候」との現状から、「該会規程の綱領等は貴省に於て御制定之上適宜府県連合の区域を定め本会開設之義御示達相成候様」と要望するものであった。府県連合学事会の効力を高めるために、連合衛生会のような規則の制定を文部省に要求しているのである。従来、中央官省による法制化は、地域の自由な活動の「統制」という文脈で理解されがちであるが、府県の側から法令発布による「公会化」が求められていることに留意したい。

一八八五年五月二十日からの第二回東北各県連合学事会では、掛本勲夫の指摘があるように、「九県連合して専門学校を設置せんとするの件」（宮城県発題）、「府県連合高等学校及府県

学事会設置の件に付意見書を文部省に呈すること」(福島県発題)の二件が「討議題」に挙げられていた<sup>(31)</sup>。こうした発題が一八八五年の府県学事会でみられることになった事情については、次章で扱う一八八四年秋以降の文部省の動向も考慮せねばならないが、逆に文部省が「府県連合」という大きな枠組みを想定して動き出していく背景には、先述した一八八三年の「連合府県学事協議会」による「公会化」の建言など、地域の側からの働きかけも作用していたことと推察されよう。

### 三 文部省の制度改革

それでは本題に戻り、愛知県や群馬県といった地域に発した府県連合医学校構想が政策化していく過程を検討する。

#### (1) 学事諮問会

かつて佐藤秀夫の研究によってその画期性が明らかにされたのが、一八八二年の文部省学事諮問会であるが、これは府県連合学校構想の視点からみても注目される会議である。

この諮問会は、第二次教育令と関連細則の制定、それに基く各府県の教育制度改革が一段落した一八八二年十一月から十二月にかけて、法令の実施状況と問題点を文部当局者が諮問聴取

し、文部省側が政策方針を説明するために開かれた。全国各府県の学務課長・学校長らを同時に東京に召集した、空前、未曾有の集会であったとされる<sup>(32)</sup>。先に言及した衛生諮問会より早い開催である。

群馬県にとってこの学事諮問会は、まず県会で決議された「関八州府県連合学校」構想を進めていることを文部省に知らせる場となった。文部省からの諮問「太政官明治十五年第四号布達并に医学校兼学校通則達以後の実況及右に關し将来の計画」への回答において、その旨を記したのである<sup>(33)</sup>。同時にこの諮問会は、他府県に対してこれを諮る場となった。翌一八八三年三月二十六日の通常県会において、連合大学設立委員の星野耕作は次のように経過を報告している。

未だ連合府県を巡回せず又公然書面も送らざれども、昨年桐生共進会の節参会の県令書記、並彼の諮問会の時東京に集りたる各県の長次官に照会せしに、大概賛成はすれども、方今議会が率先するに非らざれば好結果も竟束なければ議会の決議次第に由りて協力せんと云はれ、千葉茨城は断然不同意なりと。埼玉へは未だ稟請せず。

「彼の諮問会」とは、文部省学事諮問会のことと考えて間違いない。また「桐生共進会」とは、第二章(1)に挙げた

一八八二年の繭生糸織物共進会である。前年神奈川県において開かれた四県連合共進会に福島長野山梨を加えた七県連合の第二回共進会として、主催地群馬県が予算を計上して開かれた会である。府県高官が集う場である以上、府県連合共進会の折に学事問題が話題に上ることもあったのである。折々に開かれた諸府県の諸連合会は、案件以外の多様な問題について意見が交換される多目的な集会として機能していた。

いずれの折にも、群馬県の連合大学校構想に対する他府県の反応は芳しくなかったようで、星野委員は次のように続け、同じく委員である湯浅治郎も付言した。

此の如きの次第なれば、本年二月彼の府県会議員の懇親会に於て連合府県の議員に打ち合せ、其景況に依り更に諸君の評定を煩はさんと予期せし折柄、客歳十二月即ち太政官第七十号の布告により、他府県の議員と互に通信往復し又は集会連合することを禁せられたれば、本員等の期する処も爰に消滅したるなり。因ては該委員の任も亦た爰に解きたるものなれば各員宜く了知あらんことを。(「星野」)

大学校設立の義に付本員が聞く所に依れば、茨城県令の意見は府県議員を集むるは寧ろ利益あるより其弊害あらんを恐るゝにより不同意なりと。又た七十号布告の出する前に於て窃に連合各県の議員に就き照合せしに、孰れも之を

可とせず、只長野は同意ならんと云へり。是皆各議員各自の私見に過ぎれば、其県の輿論とは認め難しと雖も其概況を知るに足るべし。(「湯浅」)

結局のところ、群馬県での動きは複数県の運動へと広がらず自然消滅したことになる。理由は諸府県の全面的な同意を得られなかったことにある。長野を除き、各府県会議員の反応も鈍かった。千葉・茨城の不賛成は、独自の医学校を維持していたことも作用しているだろうが、両委員ともに言及するように、太政官第七十号布告「府県会議員連合集会等を許さず及其違犯者処分」の発布など、民権運動の隆盛期にあつて府県を横断した議員の集いが警戒されていたことも、この地方特有の阻害要因であつたといえる。

さて、一方で、この学事諮問会に参加した全メンバーの内訳は、学務行政官五十六人府県立学校関係者三十三人であつたが、各府県が学務課員・師範学校長・中学校長を派遣するなか、ただ一人、医学校長の身分で愛知県から後藤新平が顔を並べている。後藤は佐藤の研究でも異色のメンバーとして言及されているが、参加の主目的が、医学校行政を管轄する文部省の専門学務局長浜尾新に「地方医学教育改正之意見」を提出することにあつたことは、当時の医学雑誌も伝えている<sup>(34)</sup>。後藤は浜尾に対し、愛知・岐阜・三重の三県連合が達成できない理由を、

「一は各県互に其管内の事蹟にのみ注目して、互いに相競い、却て唇齒相援くるの念慮なきものの如く、一は県会議員中、偶々此説を賛成して、議場に提出せんとする者あるも、元来府県会規則は、唯其一県の利害得失に関して論ずるの区域たるを以て、偏に其権限を犯さんことを恐れ、敢て之を討議熟議する能はざる」と説明している<sup>(35)</sup>。そこで地方官にこれを行わせるために、以下の三点を求めている。文部・内務省の発令によって各県学校費の名称を改め「医学教育費」とすること、一県が医学教育を維持できない場合は教員が連合してもよいとの制令を出し、地方官らが地理人情を酌量し連合の願書を提出すればこれを許可するとの訓示を出すこと、できれば文部省から千円以内でよいので補助金を給与すること。そして後藤は最後に、教員連合の妥当性の根拠として、数町村連合小学校の存在を挙げるとともに、前章(1)でみた「教員連合共進会」の存在を指摘していた。

後藤の意図は、管轄省の文部省に対し、地域の自主性だけではなかなか達成できない医学教育の府県連合について、その原因となる障碍を取り除き、促進のための法制的基盤整備を要求することにあつたといえよう<sup>(36)</sup>。文部省はこの諮問会を通じて群馬県の動きを知ることとなつたが、さらに後藤による直接的な上申により、ついにその手で府県連合学校構想を政策化する事になったものと考えられる。

## (2) 学制改革案

残念ながら、一八八二年十月の学事諮問会以来約二年間の政策過程は不明である。片山芳林がドイツに倣い「適応の地を全国に選ひ三四の大学校を設立」することを提唱したり、橋本綱常が全国に教員の官立医養を設置するよう希望するなど、東京大学医学部教官陣にも医学教育体制を改革する必要性の認識が広がっていたようではあるが<sup>(37)</sup>、具体的に政策が進展した形跡は確認することができない。

一八八四年十月十六日、大木喬任文部卿は地方官会議のために上京した各府知事県令に対し、「地方学政に関する垂問」として教育制度改革案を提示し、回答を求めた。「一八八四年学制改革案」と呼ばれるこの一連の改革案に、「府県連合設立高等学校」案や「連合府県立学校」案が含まれる<sup>(38)</sup>。ここではじめて文部省による府県連合母学校政策が一つの形を成し、提示されたとみられる。両案原文は、倉澤剛や湯川嘉津美が全文を掲載しているが、権限のありかと経費支弁主体に着目して整理してみよう。

「府県連合設立高等学校」案は、「高等学校」という新たな種類の学校の設立維持方法を定めたものである。高等学校は「高尚なる専門学科」を研究する予備のため、あるいは実地の業務に就くために必要な「高等の普通学科」を修めるところであり、全国を七区に区分して、文部卿の定めた場所に設置し、

文部省が直轄する。経費については、文部卿が定めた定額のうち、十分の一を国庫が補助、残りを連合府県から徴するとした。

一方の「連合府県立学校」案は、「高等なる専門学校」もしくは「中学校」について、一府県の資力では完全を期しがたいとした上で、新設は勿論、既設の学校であつても、接近する数府県が資力を合わせてなるべく完全な学校とすることを促したものである。設置にあたっては、学校の種類や府県連合の区域について、文部省に稟議し、文部卿の認可を得ることが必要である。関連事件および経費予算やその分担方法は、「連合府県立学校学事会」で議定するとされた。府県連合での学事会といえ、前章(2)にみた各地での学事会の実態やその法制化の要求が想起されるが、「連合府県立学校学事会」の組織については、「ここで示されず、「未だ調査中」とされた。ただこの時点では、学制改革案中、別に設けられていた「府県学事会」案に概ね従うとされていることから、府知事県令の管理に属し、各府県の府県会議員や府県吏などから構成する方向にあつたと推測できる(39)。

以上により、文部省が初めて公にした府県連合学校設立案は、文部省が主導して創設する「府県連合設立高等学校」と府県の裁量による「連合府県立学校」の二本立てで示された点が特徴だといえるだろう。「高等なる専門学校」としての医学校は後者に分類されるものであつた。

二十府県の地方長官の連名による回答は、湯川が紹介している。まず、「府県連合設立高等学校」案に対する意見は割れたが、多数の意見として、設立の必要は認めるものの、その実現には法律や命令の力が必要であること、国庫の補助金額の増額を希望することの二点が示された。次に「連合府県立学校」については、府県会との関係から、予算決定権が「連合府県学事会」にある点が問題となつた。府県会に教育費の審議権がないことは、府県会規則や地方税規則と齟齬をきたし、府県会からの反発が予想される。そこで、両規則を改正すること、すなわち地方税支弁費目を「經常費」と「臨時費」に分割し、前者は府知事県令が主務卿の認可を得て定め、府県会には徴収方法だけを審議させる項目とするという案が提起されている。そうすれば、「連合府県学事会」そのものの存在も不要となる。この改正が成らないうちは、「連合府県立学校」案の施行を求めないとの意見が提示された。さらに「經常費」には、教育費のほか警察費などの費目も盛り込むことが期待されており、本件をきつかけに、府県会で恒常化している諸経費削減要求への全面的な対応策に持ち込む方向へと、話の焦点が移動している。

愛知からの動きも群馬からの動きも、周辺県が必ずしも同意せず進展しなかつたこと、府県連合学事会の法制化を求める動きがあつたことからも類推されるように、地方長官としては、府県連合学校構想の実現には国の主導力の發揮を望んでいた。

また、従来の経験を踏まえて府県会対策に神経が使われ、府県当局がその力を制御できる体制が不可欠であると認識していたのである。

### (3) 審議の始動

地方長官からの回答を受けた文部省の動きはしばらく不明であるが、翌一八八五年八月の教育令改正前後から、制度改革に向けて省内が動き始めた様子がうかがわれる。『文部省年報』によると、八月三日、文部省は連合府県立学校条例案、連合府県学事会案を上請した。ここで府県連合学校とその運営組織の創設に関わる本格的討議が始まったといえる。冒頭に述べたように、諸研究が以後の経緯の解明を試みてきたが、本稿では医学教育問題を中心に検討を加える。新聞雑誌類より漸近的に事実を類推していくほかない史料状況の中、すべてを網羅的に検索することは不可能であるが、さしあたって関西周辺の諸紙、あるいは医学雑誌上に現れた記事を収集してみよう。これらの中には単なる噂や誤報も含まれようが、事態の概略を推察する史料として、留保付きで用いることは可能と思われる。

八月十二日公布の改正教育令における中学校・専門学校関連の規定は、従来、専門学校と区別されていた農・商業・職工学校を専門学校の概念に含め、その上で府県に対し、特に農・商業・職工学校を設置するよう奨励している。さらに大木文部卿

自身、府県連合による設立を現実的方策として農工商業教育を振興するように、と述べている（『山陽新報』M18・9・8）<sup>(40)</sup>。府県連合学校構想は、一八八五年に農工商業、いわば実業専門教育の振興が唱えられるなかで本格化し、早くから各府県レベルでの設立をみていた医学専門学校もこれに牽引され、再編が促進されたとみることができるといえる<sup>(41)</sup>。

大木が重点課題とした農工商の学校については、大阪をはじめ全国六ヶ所に職工学校を設置する（『日出新聞』M18・9・10、『山陽新報』M18・9・11）、翌年二月頃からまずは東京・千葉・神奈川・埼玉の四府県連合による農工商学校を設立し、その他は徐々に設置する予定である（『山陽新報』M18・10・31、『大阪日報』M18・10・30）といった報道がみられる。

一方、中学校についても、中学校条例取調委員が任命され制度改革が本格化したようだが（『官報』M18・7・23）、十一月頃には、現中学校より少々高尙な学科を教授する八ヶ所の府県連合中学校設置に近いことが伝えられるようになった（『山陽新報』M18・11・13、11・25）。従来、中学校の府県連合構想の存在は指摘されてこなかったが、高等「中学校」に通じる発想として注目される。

そしてこれらの動きと並行し、医学校についても同様の連合計画が進行していた。以下、新聞報道を抄録する。

- ・府県立医学校 殊に近年は世上一般の不景氣引続き益す維持の困難を来したるが此頃其筋にては此迄の医学校を廃して更に二三府県若くハ四五県連合の医学校を設立せしめ一方には教員其他を充分に整頓せしめ一方には大に費用を節減するの評議ありと（『山陽新報』M 18・9・2）
- ・学校合併の噂 京都医学校の如きも近府県を連合一層事業を拡張せんととの協議もあるよし噂すれど其信偽の程は存ぜず候なり（『日出新聞』M 18・9・2）
- ・府県立連合医科学校 今度大木文部卿の意見に因り其筋にて府県立連合学校を設置せられる由〔中略〕連合医学校なるものを設け全国を六七区に分ち六七県を連合して一区とし一区毎に之を設くるの仕組みとなし（『大阪日報』M 18・9・6）
- ・医学校合併の噂 其筋にては従来の医学校を廢し二三府県若しくは四五県連合の医学校を設立するの評議ある由は既に過日の紙上に記載せしが今聞く処に拠れば本県〔岡山〕の如きは山口広島島根鳥取の四県と合併して一の大医学校を設立することになるやに聞けり（『山陽新報』M 18・9・6）
- ・六大医学校 予て噂ありし六大医学校は愈明年より実施され不取敢従来県立医学校中其の盛なるものを改正して之れに用ひらるるや（『山陽新報』M 18・10・20）

これらを総合すると、他の専門教育と異なり、すでに各府県学校として多数の設置をみていた医学校については、新設ではなく、いずれかの府県学校の転用による設置が確定的であり、計画も具体性を帯びていたといえる。全国を数区に分けて一区ごとに府県連合医学校を設置し、既存の府県立医学校から主な医学校を選び、これを母体とする。例えば京都府医学校を中心とした近隣府県の連合、あるいは岡山医学校を中心とした山口・広島・島根・鳥取の五県による連合などの案が出ていた。しかし、京都・兵庫・大阪をはじめ比較的規模の大きい医学校が隣接する近畿一円においては、連合は必至としてもどの府県が連合するのか、どこが核となるのかについては全くわからなかった。一八八六年三月になると、

・医学校合併 過般三重県医学校を廢して大坂医学校へ合併したる由なるが今又京都兵庫の両医学校を廢して大坂医学校へ合併せんと目下夫々打合せ中なりとか（『山陽新報』M 19・3・12）

との報道があり、大阪を中心とした近隣医学校同士の合併計画も取り沙汰された<sup>(42)</sup>。

こうしたなか、医学界の反応は引続き好意的であった。『東京医事新誌』の編集人である岩井禎三は、すでに一八八五年年

頭に、地方税に頼った財政の不安定さ、解剖用死体や図書器械といった学修環境面の不備、入学生徒の学力の低さの三点を問題とし、その解決方法は、「府県連合して全国に五個乃至七個の大医響を適當の地(例之北海道の各県連合して札幌に置き九州沖繩の諸県連合して福岡に設け滋賀京都大坂兵庫及四国の諸府県連合して大坂に置くが如し)に設置するにあり」とした。

そして「該校を官立とし文部之を直轄して其優等卒業生に学士の称号を授与するの日あらんことを」願ひ、それによつて「我國の医学初めて完然すと謂ふべきなり」と述べていた<sup>(43)</sup>。

さらに若井は当一八八六年年頭にも、「連合医学校の必要を論ず」と題する論文を寄せた<sup>(44)</sup>。「昨年に於て和歌山県の如きは県会に於て二回まで廢校の論に議決し遂に内務卿の最低を煩し、又新潟県の如きは再議に附して漸く其命脈を保存するを得たり。又青森、長野、秋田の三県に於ては断然之を廢止、岩手県の如きは本年三月限り之を廢すと聞けり。其他県会に於て減額の說廢校の論、殆んど常の如し」と現状を把握した上で、各校レベルの平準化や病院擴張といった府県連合医学校のメリットを付言している。そして文部省による「連合学校条例草案」の脱稿あるいは近日発布を伝え、「全国に七個の連合医学校を設け其一校を東京若しくは千葉に置き東京、神奈川、千葉、埼玉、群馬等の府県連合と為す」との風評を取り上げていた。

一方、岩井に続いて掲載された服部亀一郎の論說「府県立医学

校廢止の風説を聞て感あり」は、「政府は此度府県立医学校を廢して更に六大医学校を組織せらるへしと或は四大医学校を起して之を大学の分校とせらるへし」との別情報伝えている。服部は「大学の分校」との呼称から、従来の甲種府県医学校に勝るレベルの医学校であることを予想し、速成の需要に対しては私立医学校を興せばよいとして、これを歓迎している。

實際、府県連合学校を「大学分校」と位置づけるとの風説はその後も存続していた。

・医科大学分校 予て噂のありし如く森文部大臣には愈々此頃連合県立医科大学分校の議案を閣議に提出せられ、る由なるか其議案の要点を聞くに全国中に十数ヶ所の分校を設け学生を教育するのみならず所在近傍の開業医をも時々召集して附属病院中に於て演習せしめ一般に地方医事の体面を變革せらるゝ目的なりと云ふ<sup>(45)</sup>

以上、一八八五年八月以降の改革動向をめぐっては諸説紛々たる状況であり、實際、事態がぎりぎりまで流動的で闇に包まれていたことは、現実の中学校令とはかなり矛盾するこのような報道が、その発布当日にみられたことからもうかがわれよう。

## 四 高等中学校制度

### (1) 中学校令の構造

こうして一八八六年四月十日、様々な風評に決着をつけるものとして、勅令第十五号中学校令が公布された。その立案過程や政策意図は、史料制約から必ずしも明確にはならないが、高等中学校制度に関わる条文を素直に再読し、その特質を改めて考えよう。

従来の研究は、一八八四年学制改革案中の「府県連合設立高等学校」案や「連合府県立学校」案と高等中学校制度の個別的な連続性や変化、すなわち連合府県が経費を支弁するという共通点、あるいはカリキュラムや教育段階の変更点の析出に目が行っているが、ここでは府県の裁量権にどのような変化が生じたか、という視角を重視したい。

第一条 中学校は実業に就かん<sup>1</sup>と欲し又は高等の学校に入らんと欲するものに須要なる教育を為す所とす。

第二条 中学校を分ち高等尋常の二等とす高等中学校は文部大臣の管理に属す。

第三条 高等中学校は法科医科工科文科理科農業商業等の分科を設くることを得。

第四条 高等中学校は全国北海道補を五区に分画し毎区に一箇所を設置す。其区域は文部大臣の定むる所に依る。

第五条 高等中学校の経費は国庫より之を支弁し又は国庫と該学校設置区域内に在る府県の地方税とに依り之を支弁することあるへし。但此場合に於ては其管理及経費負担の方法等は別に之を定むへし。

重要な点は、一八八五年夏以降、中学校、農業、工業、商業学校、あるいは医学校と、それぞれに模索の過程が報じられてきた府県連合学校案が、「分科による専門教育課程を附設できる〔高等中学校〕」（第三条）という一つの制度の中に収められている点である。成立したのは、中等教育や諸領域の専門教育がすべて統合された組織であった。

この制度には二つの改革構想が合流している印象を受ける。前年来の様々な府県連合学校案が対象としていなかった、帝大と共通の法・工・文・理科を専門学科に加えている点（第三条）、五箇所に置かれる点（第四条）、国庫のみの支弁による学校も想定されている点（第五条）は、中野実が指摘した文部省の「五大学校」案との連続性を感じさせる。これは、一八八六年一月から二月にかけての一時期に報道され、全国五箇所に「第一等」の「地方大学」を設置する構想であった<sup>46</sup>。今のところ、「五大学校案」が既設府県立学校の改編や府県側の

経費支弁という発想を内包していたことは確認できない。中等教育や医学や農商工といった実業を想定した府県連合学校と、国が設置する「五大学校」という別々の流れの改革案が、高等学校という一元的制度にまとめられたのではないか。

経費については詳細が先送りになっているものの、地方税のみの支弁型は明記されず、国庫を柱とするような条文になっている。また、同じく詳細が未定ではあるものの、文部省によって設置箇所や区割りが定められるという点も、府県の学校という性格が弱まっている。このように、一八八四年の改革案にはたしかに存在した「府県による任意の連合や自主的管理・経営」という道筋が、法令の表面からは消えてしまったのである(47)。

詳しくは別稿に譲るが(48)、中学校令に定められる高等学校が、府県管下のハイレベルな教育全般、すなわち既設の中学校や諸専門学校をすべてカバーし、組織や経費の面で包括的に再編する可能性を示した側面は重要である。しかしその包括的性格は一方で、府県の自主的裁量権をぼやかすことになってしまった。それが立案過程で意図されたところであったのか、結果的に招来されたのかは不明であるが、本稿はこの両面性こそ、従来の改革構想から飛躍した中学校令の画期的特質を見出す。

## (2) 高等学校の「官立」化

以後の政策動向については同じく別稿でも論じており、本稿では経緯の整理と位置づけのみを試みる。

中学校令第四条において、高等学校の設置箇所と区割りの決定は保留されていたが、半年余りを経た十一月三十日の文部省令第三号で「設置区域」が示された。従来は、中学・農工商業・医学といった教育内容の種類ごとに、どの府県が連合するかが模索されていたが、高等学校という統一制度的導入により、すべてが単一の区割りの下におかれることとなった。例えば、京都・大阪・岡山という複数の医学部設置候補地をめぐる第三区内の攻防をみれば、医学教育の場を必ずしも全国五箇所に限る必要はなかったであろうし、区割りも合理的とはいえない。教育内容や各府県での設置状況が異なる様々な中等・専門学校を一つの制度下に収めた結果として、無理も生じざるを得なかった。

第五条では経費に関する点も保留されていたが、翌一八八七年八月二日の勅令第四十号で、高等学校一般経費の地方税負担分については、文部大臣が総額を決定し、各府県から選出された委員が会同して分担額を決定することになった。ここで前章(2)を振り返ろう。一八八四年学制改革案での中学校や専門教育に関する「連合府県立学校」案は、連合する府県が自主採算により運営するものであって、学校の設置管理や経費予算

については、文部省への稟請や認可を必要とはするものの、

「連合府県立学校学事会」に議定権が与えられていた。いわば、文部政策から独立した府県の権限が設定されていたのである。

ところが高等中学校制度においては、文部省が学校の設置箇所や数を定め、管理した上で、国庫と連合府県とで共同支弁する予算総額の決定権も権限下に収めた。各県の常置委員クラスから成る「府県連合委員会」は、経費の割り振りを決定するのみの会議となった。高等中学校制度は、教育内容というソフト面では、「連合府県立学校」案の対象とした中学校や高等な専門学校について成文化された制度であったものの、学校運営というハード面における文部省と府県の関係は、文部省の主導性を打ち出した「府県連合設立高等学校」案の構想が支配したような形となった。

ところが以前明らかにしたように、予算規模の決定権がなく負担額の分配方法を定める権利のみが与えられたことについては、各地府県会の猛反発が起る結果となった。翌一八八八年八月七日の内務大臣・大蔵大臣・文部大臣訓令は、高等中学校の経費を地方税から支弁させることは翌年度から当分停止する旨を府県宛に通達し、以後二度と復活させることはなかった。

ここに至り、高等中学校の運営形態は、管理主体も経費支弁主体も完全に国に一本化し、「設置区域」は「学区」となった。これをもって高等中学校はついに「官立」化したといえよう。

## おわりに

天野郁夫は、「明治初期のごく短い期間とはいえ、府県が自力で多数の教育機関を設立・維持した時代があったということ」は、記憶されてよいことだろう。日本の高等教育システムの発展構造は、官立（国立）と私立という二つのセクター間のダイナミクスを基軸にとらえられるが、公立セクターが、無視しえぬ比重を占めた時代もあったことを忘れてはならないだろう」と述べる<sup>(49)</sup>。本稿は、その「公立セクター」が医学校の現状打破を願って打ち出した現実的積極策こそが「府県連合学校」構想であると位置付け、高等中学校制度成立史をその展開過程としてまとめてみたものである。第一章は構想の生成を、第二章はその背景を、第三章ではその政策化経緯を、第四章はその結実と帰結を論じた。

府県連合学校は、一八八〇年代前半における地域の医学教育体制改革案として一部の府県から提起された、合理的生産的な学校形態であった。当該期には府県同士の地域的な横のつながりである連合会活動が様々に行われ、その一つに府県連合学事会があった。やがて文部省によって府県連合学校構想は政策化の道をたどり、試行錯誤が重ねられた結果、包括的な高等中学校制度が成立した。

以上の過程を通じ、文部省と府県の関係、あるいは教育政策について、従来の研究がその言辞のはしげしに匂わせるイメージを塗り替えることができる。学制改革案にせよ中学校令にせよ、文部省が独自に考え出し府県に一方的に押し付けたわけではない。むしろ府県側に発した地域の発想を、文部省が政策としてアレンジしたものである。そうである以上、高等中学校制度も、文部省の単純な府県教育「統合」策と理解するのは適当ではない。

天野は高等中学校医学部について、「公立医学学校はその最も充実した部分を官立校の一部に組み込まれ、奪われたことなる。それだけでなく同じ明治二〇年には「府県立医学学校ノ費用ハ、明治二十一年以降、地方税ヲ以テ支弁スルコトヲ得ス」という、公立医学学校撲滅策とも言うべき勅令が公布された」と述べる。しかし中学校令は「公立セクター」の医学学校を撲滅し「官立セクター」の高等中学校制度を発足させようとして、国が突如発布した法令ではない。事実、中学校令のどこにも高等中学校イコール「官立」学校であるとは記されていないではないか。当初それは「文部大臣の管理に属する」学校でしかなかった。高等中学校制度は、少なくとも医学教育に関する限り、全国に五箇所の官立学校を置くこととした制度なのではなく、「公立セクター」のポテンシャルを最大限に生かしうる形として模索されてきた府県連合学校の一形態なのである。そして天

野の言及する勅令は、府県立医学学校の廃止を命じる文言ではないこと自体が物語るように、高等中学校医学部への地方税支弁を優先させ、府県連合学校としてのそれをまず維持することを求めた勅令だと解釈できるのである<sup>(50)</sup>。

一八八七年、五校の高等中学校医学部の設置が決定した。これらはやがて前掲訓令により官費単独での支弁となったことで、いわば五学区制の「官立」医学校となった。第一章(一)で触れたように、そもそも一八七四年の医制が、太学区ごとに一箇所の医学校を、と思い描いていたことが想起される。十五年余りが経ち、ようやくそれが実現したようにもみえようが、その間には確実に、府県医学学校の発展を背景とした「府県連合」医学校模索の時代があった。地域区分の変化と各区分内の拠点の交替は、その重みを映し出す<sup>(51)</sup>。

府県連合学校構想の起承転結の過程は、百二十年以上前の出来事であるものの、道州制構想が云々される昨今も示唆に富み、生命力を失っていない。本稿では、時間と能力の許す限りでの事実採集に努めたが、多くの関連事実が未発掘であることは想像に難くない。各地における動向をさらに明らかにし、府県連合学校構想を通じた一八八〇年代像を修正加筆していきたい。

注

- ① 倉澤剛『教育令の研究』（講談社 一九七五年）が取り上げたこの学制改革案から中学校令にいたる政策過程を描こうとしたのが、中野実『近代日本大学制度の成立』（吉川弘文館 二〇〇三年）であった。その後、掛本勲夫「『府県連合設立高等学校』案に関する一考察」（『筑波大学教育学系論集』二号、一九七八年）もふまへ、新出史料によりこの改革案を再検討した近年の論考が、湯川嘉津美「二八八四年の学制改革案に関する考察」（上智大学『教育学論集』四十号、二〇〇五年）である。中野や湯川の枠組みを踏襲した藤平『三高の見果てぬ夢』（思文閣出版 二〇〇八年）の記述もあり、同書については別途書評を公にした（『史林』九十二巻四号、二〇〇九年）。
- ② 谷本宗生「聯合府県立学校設立構想の背景——府県内の動向・その手がかり」（『一八八〇年代教育史研究会ニューズレター』第二十二号、二〇〇八年六月）。後藤の意見として、「連合公立医学学校を設立して以て地方医学教育を改良せんとするの要旨」（鶴見祐輔『正伝後藤新平』1 医者時代（藤原書店 二〇〇四年）所収）が参照されている。
- ③ 本稿においては、史料引用の際も「聯合」を「連合」に統一する。また引用史料のカタカナはひらがなに改め、適宜句読点を付した。
- ④ 愛知県医学学校については、愛知県教育委員会『愛知県教育史』第三卷（一九七三年）を参照。『東京医事新誌』

にも折々に関連記事が掲載される。

- ⑤ 原史料は『後藤新平関係文書』マイクロフィルム（リール10）に収められているが、次注に示した当時の医学雑誌上にも紹介されており、本稿はそれに依った。前掲『正伝後藤新平』1には、この規則は収録されない。
- ⑥ 「地方連合医学学校設立可否ヲ江湖二質ス」（『東京医事新誌』 第一百五十四号（M14・3・5）。「北海 七々波臣」と名乗る筆者が友人宅で見せられたものという。
- ⑦ 「医覺の興廢今日にあり」（『東京医事新誌』 第二百八号（M15・3・25））
- ⑧ 「京都府近況」（『東京医事新誌』 第二百十三号（M15・4・29）。京都では医学学校廃止の代替案として私立医学学校の設立が画策されていた。この記事は、それよりも連合医学学校の方がよいと述べている。結局京都では、知事が原案執行の強硬措置を選択し、府医学学校は維持されたのだが、やがてキリスト教界という民間勢力が府との協同的運営を模索した「京都民立医学社」の設立が構想される（拙稿「地域医学教育態勢と新島襄の医学学校設立構想——一八八〇年代前半における展開」『キリスト教社会問題研究』第五十七号（二〇〇八年））。「連合公立医学学校」を「人民結社学校」と位置づける後藤の発想は、同時期の府県下医学教育改編策のひとつといえる。「民立医学社」構想と比較しても興味深い。
- ⑨ 一八八二年三月七日 後藤新平より長与専斎宛書簡（前掲『正伝後藤新平』1所収）
- ⑩ 一八八一年一月十九日 岐阜県医学学校長土屋寛之より後

藤新平宛書簡(注(5)マイクログフィルム所収)

(1) 一八八一年一月二十七日 長与専齋より後藤新平宛書簡

(前掲『正伝後藤新平』1所収)

(2) 『東京医事新誌』第百八十九号(M14・11・12)

(3) 池田文書研究会編『東大医学部初代総理池田謙齋 池田文書の研究(上)』(思文閣出版 二〇〇六年)は、一八八一年七月十九日の長与専齋より池田謙齋宛書簡を引き、「地方医学教育之事」に関して「専齋のリーダーシップで文部省を動かした」と記している。

(4) 以下、群馬県会での議論は、注のない限り、群馬県議会議務局編『群馬県議会議史』第一巻(一九五一年)所収の各年次「議事の梗概」による。

(1) 『山梨県年報』(『文部省第十一年報』[明治十六年]所収)。

(2) 『茨城県年報』(『文部省第十年報』[明治十五年]、『文部省第十一年報』[明治十六年]所収)

(3) 長野県教育史刊行会編『長野県教育史』第一巻総説編(一九七八年)。以上、この広範な現象は、近世以来の「遊学」、あるいは貢進生制度との関係も考察する必要があるだろう。また、府県からの委託生については、今後東京大学医学部側からも探究しなくてはならない。

(4) 一八八四年二月、医学校をもたない島根県で提起されたが、県会は全会一致でこれを廃棄し、結局七月には県医学校が開校する(島根県教育庁総務課編『島根県近代教育史』第一巻 通史編 明治(一九七八年)。

(5) 群馬県教育委員会編『群馬県教育史』第一巻 明治編上巻(一九七二年)所収(第三編7(3))。ただし誤植が多いため、同一史料を収録した前掲『群馬県議会議史』第一巻で補完した。後者は第六条を欠くなど、典拠とした県会議事録が異なる可能性がある。

(6) 『埼玉県年報』(『文部省第九年報』[明治十四年]所収。なお、一八八三年の群馬県会では、医学生徒養成費撤廃論者が、埼玉がすでにこれを廃止したと述べているが、事実としては、予算の下方修正であり、この制度は一八八八年度予算まで続けられる(埼玉県議会議史編さん委員会編『埼玉県議会議史』第一巻(一九五六年))。

(7) 「国府台大学校」構想については、東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史一(一九八四年)の第三章を参照。

(8) 一八八二年の常置委員会は、湯浅治郎・星野耕作(副議長)・野村藤太・宮崎有敬(議長)・宮口二郎の五名で構成されていた。このうち委員に選ばれた安中の湯浅治郎は、クリスチャン県議として、まさにこの年に論議された廃娼問題、あるいは同志社関連事業で広く知られている。星野耕作は、学区取締として西勢多郡下の学校創設に尽力した経歴をもつ。議員連署の同意書を提出したのは碓氷郡の真下珂十郎であるが、彼は廃娼問題についても議員連署での請願を行い、運動の主唱者となっている(前掲『群馬県議会議史』第一巻)。このあたりの議員が当該問題の積極推進派だったのだろう。本諮問案をめぐる経緯については、注(19)『群馬県議会議史』第

(9) 群馬県教育委員会編『群馬県教育史』第一巻 明治編上巻(一九七二年)所収(第三編7(3))。ただし誤植が多いため、同一史料を収録した前掲『群馬県議会議史』第一巻で補完した。後者は第六条を欠くなど、典拠とした県会議事録が異なる可能性がある。

(10) 『埼玉県年報』(『文部省第九年報』[明治十四年]所収。なお、一八八三年の群馬県会では、医学生徒養成費撤廃論者が、埼玉がすでにこれを廃止したと述べているが、事実としては、予算の下方修正であり、この制度は一八八八年度予算まで続けられる(埼玉県議会議史編さん委員会編『埼玉県議会議史』第一巻(一九五六年))。

(11) 「国府台大学校」構想については、東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史一(一九八四年)の第三章を参照。

(12) 一八八二年の常置委員会は、湯浅治郎・星野耕作(副議長)・野村藤太・宮崎有敬(議長)・宮口二郎の五名で構成されていた。このうち委員に選ばれた安中の湯浅治郎は、クリスチャン県議として、まさにこの年に論議された廃娼問題、あるいは同志社関連事業で広く知られている。星野耕作は、学区取締として西勢多郡下の学校創設に尽力した経歴をもつ。議員連署の同意書を提出したのは碓氷郡の真下珂十郎であるが、彼は廃娼問題についても議員連署での請願を行い、運動の主唱者となっている(前掲『群馬県議会議史』第一巻)。このあたりの議員が当該問題の積極推進派だったのだろう。本諮問案をめぐる経緯については、注(19)『群馬県議会議史』第

(13) 『埼玉県年報』(『文部省第九年報』[明治十四年]所収。なお、一八八三年の群馬県会では、医学生徒養成費撤廃論者が、埼玉がすでにこれを廃止したと述べているが、事実としては、予算の下方修正であり、この制度は一八八八年度予算まで続けられる(埼玉県議会議史編さん委員会編『埼玉県議会議史』第一巻(一九五六年))。

(14) 「国府台大学校」構想については、東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史一(一九八四年)の第三章を参照。

(15) 一八八二年の常置委員会は、湯浅治郎・星野耕作(副議長)・野村藤太・宮崎有敬(議長)・宮口二郎の五名で構成されていた。このうち委員に選ばれた安中の湯浅治郎は、クリスチャン県議として、まさにこの年に論議された廃娼問題、あるいは同志社関連事業で広く知られている。星野耕作は、学区取締として西勢多郡下の学校創設に尽力した経歴をもつ。議員連署の同意書を提出したのは碓氷郡の真下珂十郎であるが、彼は廃娼問題についても議員連署での請願を行い、運動の主唱者となっている(前掲『群馬県議会議史』第一巻)。このあたりの議員が当該問題の積極推進派だったのだろう。本諮問案をめぐる経緯については、注(19)『群馬県議会議史』第

(16) 『埼玉県年報』(『文部省第九年報』[明治十四年]所収。なお、一八八三年の群馬県会では、医学生徒養成費撤廃論者が、埼玉がすでにこれを廃止したと述べているが、事実としては、予算の下方修正であり、この制度は一八八八年度予算まで続けられる(埼玉県議会議史編さん委員会編『埼玉県議会議史』第一巻(一九五六年))。

(17) 「国府台大学校」構想については、東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史一(一九八四年)の第三章を参照。

(18) 一八八二年の常置委員会は、湯浅治郎・星野耕作(副議長)・野村藤太・宮崎有敬(議長)・宮口二郎の五名で構成されていた。このうち委員に選ばれた安中の湯浅治郎は、クリスチャン県議として、まさにこの年に論議された廃娼問題、あるいは同志社関連事業で広く知られている。星野耕作は、学区取締として西勢多郡下の学校創設に尽力した経歴をもつ。議員連署の同意書を提出したのは碓氷郡の真下珂十郎であるが、彼は廃娼問題についても議員連署での請願を行い、運動の主唱者となっている(前掲『群馬県議会議史』第一巻)。このあたりの議員が当該問題の積極推進派だったのだろう。本諮問案をめぐる経緯については、注(19)『群馬県議会議史』第

(19) 『埼玉県年報』(『文部省第九年報』[明治十四年]所収。なお、一八八三年の群馬県会では、医学生徒養成費撤廃論者が、埼玉がすでにこれを廃止したと述べているが、事実としては、予算の下方修正であり、この制度は一八八八年度予算まで続けられる(埼玉県議会議史編さん委員会編『埼玉県議会議史』第一巻(一九五六年))。

(20) 「国府台大学校」構想については、東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史一(一九八四年)の第三章を参照。

一卷所収史料を、「明治十五年 群馬県会議日誌」(明治十五年 臨時会日誌)(群馬県立文書館所蔵 簿冊番号「議三三三四」「議三三五五」)で補って考察した。

(2) 共進会については、土屋喬雄「明治前期産業史上に於ける共進会の意義」(『明治前期経済史研究』第一巻 日本評論社 一九四四年)を参照。土屋は『農商務省図書類別目録』(第一輯 和書の部)を典拠に、官設・府県設置・一府県内等々の諸共進会を列挙している。ここでは、この目録上の情報をベースに、土屋が明らかにした事項を加えた。

(3) 明治十四年七月二十一日達の「府県連合共進会賞与金別途交付」など。

(4) 注(13) 『東大医学部初代総理池田謙齋 池田文書の研究(上)』は、『東京医事新誌』第百九十七号(M15・1・7)の「明治十四年間医事進歩之記事」に基いたものか、「明治十四年京都、大阪、兵庫、岡山、滋賀、徳島の二府四県連合して衛生会を設けたのが聯合衛生会の嚆矢とされる」と記すが、連合衛生会は前年すでに始まっている。

(5) 「明治十六年内務省報告書」の「衛生事務」(大日方純夫・我部政男・勝田政治編『内務省年報・報告書』第十二巻 明治十四年~十八年 (三二書房 一九八四年) )

(6) 『東京医事新誌』第百五十三号(M16・2・3) 梶山雅史編『近代日本教育会史研究』(学術出版会 二〇〇七年)。同書所収梶山「教育会史研究へのいざない」、教育会全般についての研究史整理と文献目録であ

る梶山・竹田進吾「教育会研究文献目録 1」(『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第五十三集第二号「二〇〇五年」)を参照。

(7) 以下、この地域の学事会については、京都市総合教育センター所蔵「徳重文書」所収の「連合府県教育会 関係書類(整理番号八一)」による。

(8) 以下、この地域の学事会については、前掲『群馬県教育史』第一巻(第三編6(5))の記述と所収史料による。

(9) 注(1) 掛本論文。残念ながら、発題に対する議事経過は現在のところ不明である。

(10) 佐藤秀夫「学事諮問会と『文部省示諭』(一八八二年)に関する研究」(『教育の文化史』3 史実の検証(阿吽社 二〇〇五年)所収、初出は国立教育研究所第一研究部教育史料調査室編『学事諮問会と文部省示諭』(国立教育研究所 一九七九年) )

(11) 諮問条項は全四十項目からなつたが、その第二十二がこの諮問である。群馬県は以下のように回答した(前掲『群馬県教育史』第一巻(第三編5(3))より抄録)。

到底地方に適當の医学校を設け医生を養成するにあらざれば此憂を救ふ能はざるなり。是を以て我県会は大に之を議図する所ありて曰く、其れ今日適當の医学校を設立せんには経費五六万円以上にあらざれば得難し。地方税多額の今日之を一県にて支持する、豈容易ならんや。若かず教員連合して其實力を並せ適宜の地をトし以一大医学校を興さんには是に於て議員中より各県議会への協議

員二名を選定し旅費を給す。会々太政官布達第四号公達あり尋て貴省第四号の達あるを得、愈々其目的を達せんことを熱望せり

なお、文部省第四号達とは医学学校通則のことである。

(34) 『東京医事新誌』第二百四十七号 (M 15・12・23)

(35) 「地方医学教育改正之意見」は前掲『正伝後藤新平』1所収、原本は前掲マイクロフィルムに収録。

(36) 前述のように、後藤はこの上申を教育界への置き土産とするかのごとく、翌一月より内務省衛生局に勤務する。その直後に初めて開かれた衛生諮問会は、学事諮問会に影響を受けてのことであつたのかもしれない。その後の府県連合衛生会の法制化は、彼が教育界で実現できていない府県連合構想を、一足早く衛生畑で実現しようとしたものだったのかもしれない。この時期の教育行政と衛生行政とが、抜きつ抜かれつの政策展開をみせた背後には、確実に後藤の存在がある。

(37) 片山芳林「祝詞」(『東京医事新誌』第三百一号 M 17・1・5)、岩井禎三「新年書感」(同第三百五十四号 M 18・1・10)

(38) この改革案は「就学督責ノ事」を含めた計五案からなるが、本稿では「府県連合設立高等学校」案・「連合府県立学校」案の二案を柱とし、「府県学事会」案・「准官立学校」案の二案を視野に収める。「一八八四年学制改革案」との呼称は注(1)湯川論文による。

(39) なお、「連合府県立学校」案に関連する「准官立学校」案では、連合府県立学校のうち文部卿が特別須要と認め

るものは、連合府県の稟請により准官立学校となること、准官立学校は文部省所轄官立学校に準じて文部卿が直管すること、准官立学校の経費は文部省が予算決定し、連合府県に適宜配賦して弁納させることなどが定められていた。

(40) 以下、主に京阪神や岡山の新聞を典拠とし、本文中に注記する。

(41) 注(1)湯川論文は、「連合府県立学校構想」は医学学校の整備充実が喫緊の課題とされた時代状況下に文部省が提示したもの、と理解するが、一八八五年半ばにはむしろ農工商業の教育実現が喫緊の課題として浮上し、構想具体化の推進力となつたのではないか。

(42) このうち三重県医学校は、前年末の県会における地方税による支弁全廃が決議された結果、大阪医学校がその生徒を受け入れることが決定した学校である。京都や兵庫の府県会では、医学校費の削減が恒常化してはいたが、当年度の全廃決定には至っていない。両校を大阪医学校に合併するというこの報道を信用するならば、それは三重県のような医学校費全廃を受けた結果としての合併ではなく、連合府県立医学学校設立に向けての動きかとも想像される。

(43) 注(37) 岩井「新年書感」

(44) 『東京医事新誌』第四百五号 (M 19・1・2)

(45) 『中外医事新報』第四百五号 (M 19・4・10)

(46) 「五大学校」については、注(1)中野・湯川・巖の論

考、拙稿「第三高等中学校設置問題再考——府県と官立学校——」（『京都大学大学文書館研究紀要』第三号二〇〇五年）が考察している。中野・湯川の影響を受けた敵のように、「六大医学校」など多数の風評に触れず、一八八四年学制改革案「五大学校案」↓中学校令と、新聞雑誌上にしか現れない「五大学校案」のみを引き上げ、府県連合学校構想と分別せずに、三段階の直線的政策過程を定立してしまうのは、実態認識として過大評価であり、アンバランスといえよう。

(47) とはいえ、本当に自主的な府県連合台の高等中学校を創りたければ（実際そのような動きは起きなかったが）、同日発布の諸学校通則に依ることも、原理的にはできた。この緩やかさが、発足時諸学校令体制のおもしろいところでもあり、別途考察したい。

(48) 関連研究として、注(46)拙稿および「地域における「官立学校」の成立——高等中学校医学部の岡山県下設置問題」（『史林』九十二巻六号（二〇〇九年）掲載予定）。

(49) 天野郁夫『大学の誕生』上（中公新書 二〇〇九年）

(50) 実際、森は第三地方部学事巡視中の演説において、「勅令の精神は唯地方税を以て支弁せしめざるのみにて医学校の減少を欲するに非ず、若し別に適宜の方法に依り資本金利子授業料等を以て府県立医学校を設置維持するに足るものあるに於ては、無論其設立を欲することなり」と弁明している（大久保利謙編『森有礼全集』第一巻〔宣文堂書店 一九七二年〕所収）。

(51) 医制が基いた学制下の大学区分画では、第一（大学本部：東京）、第二（愛知）、第三（大阪）、第四（広島）、第五（長崎）、第六（新潟）、第七（宮城）とされていた（一八七三年四月十日文部省第四十二号）。これが高等中学校制度では、第一（設置箇所……：東京〔医学部は千葉〕）、第二（仙台）、第三（京都〔医学部は岡山〕）、第四（金沢）、第五（熊本〔医学部は長崎〕）となる。